

第60回 全国労働衛生週間



10月1日～7日（準備期間 9月1日～30日）

平成21年度（2009年度）スローガン

トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第60回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保等に大きな役割を果たしてきました。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加しています。また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年は51.3%に上っています。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っています。

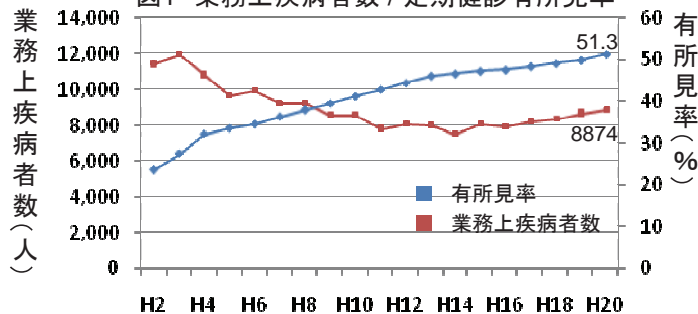
このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図ることが必要です。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要ですが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、「**トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場**」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

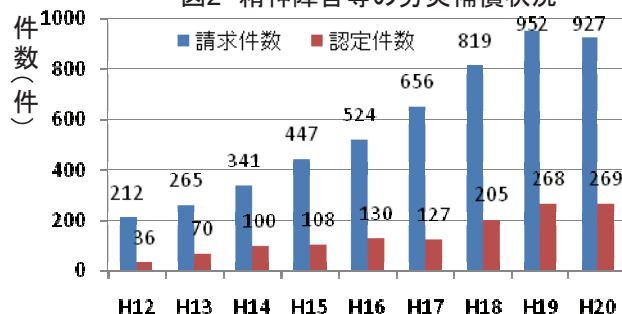
労働衛生の現状

図1 業務上疾病者数 / 定期健診有所見率



厚生労働省「業務上疾病調べ」「定期健康診断調べ」より

図2 精神障害等の労災補償状況



厚生労働省「精神障害等に係る労災補償状況」より



主唱 厚生労働省(<http://www.mhlw.go.jp>) 中央労働災害防止協会(<http://www.jisha.or.jp>)

協賛 建設業/陸上貨物運送事業/港湾貨物運送事業/林業・木材製造業/鉱業/各労働災害防止協会

事業場の実施事項（抜粋）

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施してください。

(1) 本週間中に実施する事項

- ア 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- イ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ウ 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- カ 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- キ その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 企業及び事業者のトップによるメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定
 - (ウ) セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアの推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 職場環境等の評価と改善、メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (オ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- イ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- ウ 作業環境管理の推進
- エ 作業管理の推進
- オ 健康管理の推進
- カ 労働衛生教育の推進
- キ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- ク 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 電離放射線障害防止対策の徹底
- シ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- ス 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- セ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- ソ 化学物質の管理の推進
- タ 石綿障害予防対策の徹底
- チ 心とからだの健康づくり（THP）の継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ツ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- テ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに沿った有効な喫煙室の設置等の対策の推進
- ト 職場における新型インフルエンザ等対策の徹底
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進
- ニ 職場におけるエイズ問題に関するガイドラインに基づくエイズ問題の自主的な取組
- ヌ その他

メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策推進のため、是非ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトを開設します。

<ポータルサイトの主な内容>

- ・ストレスの程度、疲労の蓄積度を診断する自己診断チェックリスト
- ・メンタルヘルス対策推進のための支援等のご案内など

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報を掲載しますので、ご活用ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト（10月1日開設予定） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

メンタルヘルス対策に係る自主点検票

中央労働災害防止協会では、各事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を点検するためのツールとして、チェックリスト「メンタルヘルス対策に係る自主点検票（『事業者向け』又は『事業者、管理監督者・産業保健スタッフ向け』）」を作成しましたので、ご活用ください。

メンタルヘルス対策に係る自主点検票 http://www.iisha.or.jp/web_chk/mh/index.html